

高知県事業承継奨励給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県事業承継奨励給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 県は、企業数の減少を抑制し、地域経済の持続的な発展を図ることを目的として、県内の中小企業者が中山間地域で実施してきた事業を、第三者承継により引き継いだ意欲ある次世代の経営者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 別表第1に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業 別表第1に規定する中小企業者に該当しない会社及び個人で事業を営むものをいう。
- (3) 親族 配偶者、6親等内の血族又は3親等内の姻族をいう。
- (4) 同族関係者 親族、親族が総株主又は総社員の議決権数の過半数を有する会社、その子会社又はその孫会社をいう。
- (5) 事業引継ぎ 株式譲渡や事業譲渡などにより、事業の全部又は一部を同族関係者以外の者が引き継ぐことをいう。
- (6) 売り手 事業引継ぎに当たり事業を譲り渡す者をいう。
- (7) 買い手 事業引継ぎに当たり事業を譲り受ける者をいう。
- (8) 中山間地域 県内における次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域
 - ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
 - エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (9) みなし大企業とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している中小企業者

- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (10) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項の規定に基づき、解雇の予告を必要とする者をいう。ただし、個人企業の事業主及び事業主と生計を一にする三親等内の家族従業員並びに法人企業の役員を除く。

（給付金の給付対象者等）

第4条 この要綱による給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）及び給付額は、別表第2に定めるとおりとする。

（給付金の給付の申請）

第5条 給付金の給付の申請をしようとする事業者は、申請年度の2月末日（当該日が日曜日、土曜日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。以下条項において同じ。）までに別記第1号様式による給付金給付申請書を知事に提出しなければならない。

（給付金の給付の決定及び通知）

第6条 知事は、前条の規定により給付金の給付の申請があった場合は、その内容を調査し、適当であると認めるときは、速やかに給付の決定をし、別記第2号様式による給付金給付決定通知書により事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極

的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の規定により給付の申請の内容を審査した結果、不相当であると認めるときは、不給付の決定を行うこととし、理由を付して書面により通知するものとする。

(給付金の給付請求及び給付)

- 第7条 給付金の給付の決定を受けた事業者（以下「給付決定者」という。）は、前条第1項に規定する給付決定通知を受けたときは、申請年度の3月末日までに別記第3号様式による給付金給付請求書により、知事に給付金の給付を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに給付金を給付するものとする。

(立入検査等)

- 第8条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、給付決定者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。
- 2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。
- 3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(給付金の給付後の経過報告等)

- 第9条 給付決定者は、給付金の給付申請日（以下「基準日」という。）から5年を経過する日までの期間（以下「事業継続期間」という。）における事業の継続状況を、各年度ごとに翌年度の4月末日までに別記第4号様式による事業継続報告書により知事に報告しなければならない。
- 2 給付決定者は、事業継続期間に引き継いだ事業から撤退したとき又は本社若しくは主たる事業所の住所を移転したときは、30日以内に別記第5号様式による事業撤退等報告書により知事に報告しなければならない。

(給付金の給付の決定の取消し)

- 第10条 知事は、第7条第2項の規定により給付金の給付を行った場合において、

立入検査等の結果及び給付金の給付後の経過報告により、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、給付決定者本人の死去、疾病等やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りではない。

- (1) 事業継続期間に、引き継いだ事業から撤退したとき又は本社若しくは主たる事業所の住所を中山間地域外へ移転したとき又は個人が県外へ転出したとき。
- (2) 第6条第1項各号に掲げるいずれかに該当したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、別表第2に定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- (4) 給付申請書その他の関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
- (5) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、別記第6号様式による給付決定取消通知及び返還命令書により、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付金の給付の決定を取り消したときは、期限を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を返還させるものとする。

- (1) 給付決定者が前条第1項第1号に該当する場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 基準日から3年を経過する前に引き継いだ事業から撤退した場合又は本社若しくは主たる事業所の住所を移転した場合又は個人が県外へ転出した場合は、給付した給付金の全額
 - イ 基準日から3年以上経過後、基準日から5年を経過する前に、引き継いだ事業から撤退した場合又は本社若しくは主たる事業所の住所を移転した場合又は個人が県外へ転出した場合は、給付した給付金の半額
- (2) 給付決定者が前条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する場合は、給付した給付金の全額

(延滞金)

第12条 給付決定者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額

によるものとする。

(情報の開示)

第13条 給付金の給付又は給付決定者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和8年4月1日以後に給付金の給付の決定を受けた事業について適用し、同日前に給付金の給付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する者

業種	中小企業者 (次のいずれかを満たすこと。)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

別表第2（第4条関係）

類型	①県内枠	②県外枠
給付対象者	<p>給付金の給付対象者は、以下の全ての要件を満たす中小企業者とする。</p> <p>(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、以下の全ての要件を満たす事業引継ぎを行った買い手又はその予定である買い手であること。</p> <p>ア 県内の中小企業者が中山間地域で実施してきた事業を引き継ぐこと。</p> <p>イ 引き継いだ事業について、給付金の給付申請日から5年以上、中山間地域で継続する意思があること。</p> <p>ウ 最終合意契約締結時点で売り手代表者の年齢が満60歳以上であったこと。</p> <p>エ 売り手及び買い手が高知県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、支援を受けていたこと。</p> <p>(2) 県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人であること。 (給付金請求時に当該要件を満たすと見込まれる場合を含む。)</p> <p>(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。</p>	
	<p>県外枠の給付対象者は、上記に加えて以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>ア 令和8年4月1日以降に県外から本社を移転した法人若しくは転居した個人であること又は令和8年4月1日以降に県内で地域おこし協力隊の任期を満了したこと。</p> <p>イ 県外から移転・転居する直前の5年間において、県外に本社を有していたこと又は県外に住所を有していたこと。</p> <p>ウ 地方創生移住支援金の交付を受けていないこと。</p>	
	<p>ただし、次のいずれかに該当する者は、給付金の給付の対象とならない。</p> <p>(1) みなし大企業に該当する者</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者</p> <p>(3) 既に給付金の給付を受けた者</p> <p>(4) (1) から (3) までに掲げる者のほか、知事が不相当であると認める者</p>	
給付額	50万円	100万円